

環境影響評価制度の見直しについて

1 見直しの理由等

本県の環境影響評価制度については、平成11年6月の環境影響評価法の施行に合わせて「長野県環境影響評価条例」を制定、施行し、その運用を図る中で、対象事業の実施前に、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響について評価を行うこと等により、環境の保全について適正な配慮がなされるよう促してきたところです。

条例の施行から16年が経過し、この間平成19年10月に風力発電所の建設を対象事業に加えたほかは改正をしておこなったところですが、環境影響評価法の改正（平成23年4月公布、施行は平成24年4月ないし平成25年4月）により法対象事業には新たな手続が導入されたことや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う大規模な太陽光発電所の出現など、本県の環境影響評価制度をめぐる状況に大きな変化が生じてきています。

そこで、県では、本年5月に「長野県環境影響評価条例の改正に係る専門委員会議」を設置し、検討を行っているところですが、専門委員会議での検討と並行して、県の見直し案を示し、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

2 見直し（案）

(1) 法改正に伴う手続の導入

ア 「計画段階環境配慮書手続」の条例対象事業への積極的導入

計画立案段階での手続を導入することにより、環境への影響の一層の回避・低減が期待できることから、民間事業に配慮しながら積極的な導入を図ります。

- (7) 計画段階環境配慮書の作成の対象事業については、以下のとおりとする。
 - a 第1種事業^{※1}…義務規定
 - b 第2種事業^{※2}…長野県、国、他の地方公共団体等が行う事業は義務規定、それ以外は任意規定
 - c 法第2種事業…条例第1種事業及びbの者が行う条例第2種事業に該当する場合は義務規定、それ以外は任意規定
- (イ) 計画段階環境配慮書に係る次の手続については、義務規定とする。
 - a 知事意見の提出
 - b 知事意見提出時の長野県環境影響評価技術委員会^{※3}、関係市町村の意見聴取
 - c 事業者が行う住民からの意見聴取

※1 第1種事業とは、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業

※2 第2種事業とは、第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

※3 長野県環境影響評価技術委員会とは、大気、水質、騒音振動、動植物、地形地質、景観など環境影響評価の各分野を専門とする大学教授等14名で構成する条例設置の附属機関

イ その他の法改正に伴う手続の導入

以下の手続について、本県においても導入を図ることとします。

- (7) 方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化
- (イ) 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化
- (ウ) 事後調査報告書の公表の義務化

(2) 環境影響評価に係る手続の充実

ア 事後調査に係る手続の充実

事後調査は、環境影響評価手続における予測や環境保全措置の効果の不確実性を補い、事業着手後における事業者の環境保全への配慮状況を明らかにする点で重要であることから、積極的に導入し、手続の充実を図ることとします。

- (ア) 事後調査計画書の作成、公表
- (イ) 事後調査計画書に対する知事意見の提出
- (ウ) 事後調査報告書の公表
- (エ) 事後調査報告書に対する技術委員会の意見聴取
- (オ) 事後調査報告書に対する住民意見の聴取

イ 第2種事業判定における技術委員会からの意見聴取

法及び条例の第2種事業の判定手続において、より専門的・客観的な知見に立った判断ができるよう、長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取を行うこととします。

ウ 法対象事業に対する条例手続の適用

条例では、法が定めていない独自の手続を規定していますが、条例対象事業より規模・環境影響が大きい法対象事業に対して、法及び条例の趣旨に反しない範囲で条例手続を適用させることとします。

- (ア) 環境影響評価書公告後に行う手続
 - a 事業着手届の提出（条例第31条）
 - b 施工状況報告書、事後調査報告書及び事業完了届の提出（条例第32条第1項）
- (イ) 事業実施状況等の報告及び立入調査等
 - a 対象事業の実施状況等に係る報告、資料の提出及び調査の実施（条例第42条）
 - b 必要な手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表（条例第43条）

エ その他

実務上行っている手続について、根拠を明確にするため条例に規定を置くこととします。

- (ア) 住民意見に対する事業者見解の公表
- (イ) 知事意見の公表
- (ウ) 関係市町村長意見の公表

(3) 条例対象事業の拡大

今後さらに自然エネルギー事業の進展・拡大が見込まれることから、太陽光発電所の対象化を含め、「発電所等の設置事業」について規定を整備するとともに、今後出現する可能性のある新たな大規模開発事業に対応できるよう「概括的な対象事業」の規定を新設します。

事業名	区分	対象事業となる規模要件		規模要件の考え方
		第1種事業	第2種事業	
発電所等の建設 ※1 (現行：風力発電所の建設)	水力	出力15,000kW以上	—	面的開発事業と同様に、法第1種事業の50%とする
	風力	出力5,000kW以上 (現行10,000kW)	—	
	地熱	出力5,000kW以上	—	
	太陽光	敷地面積※2が50ha以上	森林の区域等における敷地面積※2が20ha以上	他の面的開発事業を基本に、森林の区域等は太陽光発電事業の特性を踏まえ、より厳しい要件を設定
	送電線	17万V以上かつ 亘長が1km以上	—	電圧は他自治体及び電気事業法の基準を考慮、亘長は近県の状況を参考
工作物の用に供する一団の土地の造成	—	一団の土地の面積※3が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積※3が30ha以上	「工業団地の造成」など他の面的開発事業との均衡を考慮

※1 火力発電所は「工場・事業場の建設事業」の中で規定済。原子力発電所はすべて環境影響評価法対象。

※2 太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、残置森林、場内通路、事務用地等を含む敷地全体の面積で算定。ゴルフ場等の設置と同じ。

※3 造成後に何らかの施設の用に供される土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定。